

監査公表第 750 号

令和 6 年（2024 年）9 月 24 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和 6 年 9 月 18 日付け札総第 1164 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 1164 号

令和 6 年（2024 年） 9 月 18 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 愛 須 一 史 様
同 高 橋 克 朋 様
同 福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和6年度監査報告第2号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和5年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 長期間催告が行われず、連帯保証人への保証債務履行請求も行われていないもの</p> <p>これらは、償還事務に対する理解不足や不十分な執行体制に起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深めるほか、執行体制も含め当該事務における適正かつ効率的な債権管理のあり方について、事務を統括する本庁部局と検討を行うなどして、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘後は、定期的実施している会議や研修会等を通じて、係員に関係規程について改めて周知するとともに、償還状況を把握し係内で共有するために電子ファイルによる債務者リストを新たに整備し、定期的な催告書の送付や計画的な償還指導等適正な事務を徹底することとした。</p> <p>また、人員増による業務体制の強化や関係規程の整備等について、本庁部局と課題を共有しながら、債権管理事務の適正化・効率化について検討を進めることとした。</p>	

監査対象	白石区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 長期間催告が行われず、連帯保証人への保証債務履行請求も行われていないもの</p> <p>これらは、償還事務に対する理解不足や不十分な執行体制に起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深めるほか、執行体制も含め当該事務における適正かつ効率的な債権管理のあり方について、事務を統括する本庁部局と検討を行うなどして、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係長が貸付者リストの「最終納付日」を定期的にチェックし、前回納付から期間が空いている者を抽出して周知することとした。</p> <p>また、係長が貸付者リストの「最終折衝日」や「最終文書催告日」を定期的にチェックし、催告の進捗を確認することとした。</p> <p>滞納が長期に渡る債権については、借主・連帯借主のみならず、連帯保証人にも催告をする。</p>	

別紙

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 消滅時効期間が満了した債権が累積しているもの</p> <p>これらは、償還事務に対する理解不足や不十分な執行体制に起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深めるほか、執行体制も含め当該事務における適正かつ効率的な債権管理のあり方について、事務を統括する本庁部局と検討を行うなどして、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘後は、消滅時効期間が満了した債権について、借主と連帯借主からの時効の援用の申出に基づき、不納欠損処理の手続きを進めている。</p> <p>また、借主が死亡しているものについては、財政局管財課に相続人調査を依頼し、調査で判明した相続人に対し、納入を求める文書を送付した。</p> <p>今後は、償還指導を適切に行うことにより、消滅時効期間を満了する債権の発生を未然に防止するとともに、不能欠損処理等の債権整理により、消滅時効期間が満了した債権の累積解消に向けた対応を行ってまいりたい。</p>	

監査対象	白石区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 消滅時効期間が満了した債権が累積しているもの</p> <p>これらは、償還事務に対する理解不足や不十分な執行体制に起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深めるほか、執行体制も含め当該事務における適正かつ効率的な債権管理のあり方について、事務を統括する本庁部局と検討を行うなどして、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>消滅時効期間が満了した債権のうち、相続人調査が未実施の債権については、調査を進め、調査終了後は相続人宛てに催告文書を送付する。</p> <p>滞納が長期に渡る債権については、借主・連帯借主のみならず、連帯保証人にも催告をする。</p> <p>消滅時効期間が満了した債権のうち、徴収の見込みがない債権については財政局管財課と協議の上、債権放棄を検討する。</p>	

別紙

監査対象	厚別区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 消滅時効期間が満了した債権が累積しているもの</p> <p>これらは、償還事務に対する理解不足や不十分な執行体制に起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深めるほか、執行体制も含め当該事務における適正かつ効率的な債権管理のあり方について、事務を統括する本庁部局と検討を行うなどして、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>子ども家庭福祉関係係長会議において監査指摘事項を共有するとともに、本庁部局に対し、ガイドラインの作成依頼等を行った。また、「債権管理事務研修」を業務担当職員が受講した。</p> <p>累積債権の解消に向け、債権放棄の適否判断を行うに当たり、財政局管財課へ事前協議を行い、案件の概要を共有した。借主、連帯借主、連帯保証人について戸籍を取り寄せ相続人調査を行い、相続関係図の作成を行っているところであり、完成後は財政局管財課と協議のうえ、関係規程に基づき債権放棄の適否について判定を行う。</p>	

監査対象	白石区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(2) 保険料の賦課に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>居所不明等の理由により返戻となった国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付（納入）通知書について、納期限の6日前に公示送達の見直しを開始しているものがみられた。</p> <p>国民健康保険法等により準用される地方税法の規定では、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされることから、上記の事務処理は、当該通知書について納期限の10日前までに送付しなければならないことを定めた札幌市会計規則に違反したものとなる。</p> <p>今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>掲示期間が不足していた者については、直ちに再度の公示送達を行うとともに、会議等の機会を捉え、関係規程等の遵守について周知徹底を行った。</p> <p>また、公示送達に係る日程表を新たに作成し、事務を担当する職員及び決裁者に配布して事務の遺漏がないよう周知を図った。</p> <p>今後同様の誤りを起こさないために、職員異動時の引継ぎを確実に行うとともに、日程表を毎年度適切に更新し、係会議等で繰り返し周知することとする。</p>	

別紙

監査対象	東区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 積算価格の算定に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>事務室のレイアウト変更業務に係る契約の参考見積書を1者からしか徴しておらず、また参考見積書が一次伺に添付されていないものがみられた。</p> <p>積算価格の算定のため参考見積書を徴する場合は、複数の事業者から徴することとされており、特に事務室等のレイアウト変更業務については、契約事務の透明性の向上を目的とした通知が別途発出されている。</p> <p>市民文化局地域振興部区政課はこの通知に従い、業務委託により各区役所のレイアウト図面や経費見積書等を作成しており、各区はそれらを基にレイアウト変更業務を発注しているが、東区市民部では当該経費見積書から積算価格を算定するに当たり、参考見積書を1者からしか徴していなかった。</p> <p>特定の事業者からのみ参考見積書を徴した場合、入札の競争性・公平性が十分に確保されないおそれがあり、特に過去に不透明な契約事務の懸念から通知のあったレイアウト変更業務では留意しなければならない。</p> <p>今後は同通知の趣旨を十分理解のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を踏まえ、部内で関係通知を改めて共有した。今後、関係業務において、積算価格の算定のため参考見積書を徴する必要がある場合には、調達目的に見合った複数の事業者からの参考見積を徴取することを徹底する。</p>	
監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 再度見積合わせに関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>全員送付による見積合せで、予定価格内の見積りがなかったため再度見積合せとなったが、参加者に初度の見積りに係る最低金額を知らせずに2回目の見積合せを行い、結果として、落札者を除き初度の最低金額を上回る見積りとなった。</p> <p>最低金額を知らせないことは、当該金額を下回る額での応札意向を確認せずに見積合せをすることとなり、仮に1者を除き辞退した場合は見積合せを中止する必要があるなど、公正な入札等の執行に懸念を生じさせるものである。</p> <p>今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な契約事務に努められたい。</p>

別紙

《指摘に対する措置》

関係職員に対して、入札及び見積合せの執行に関する規程の周知を行うとともに、特に実施頻度が少ない事例が発生した際は、関係規程を十分に確認した上で実施するよう周知した。

また、書面により再度見積合せを行う際に、初度の最低入札価格の記載を失念しないよう、指名通知書に最低入札価格欄を設けたものを例示し、併せて周知した。

さらに、今回の監査で特に留意すべきポイント等をまとめた資料を作成し、区内各部に対し周知・啓発を行い、同種の誤りの再発防止に努めるとともに、区全体として役務契約事務の実施水準の向上のため、当区の定期内部監査の監査項目として選定し、チェックを行うこととした。

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 契約締結に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>予定価格が50万円以上である契約を締結する場合は、契約書を取り交わす必要があるが、これを請書により行っており、また供覧を行っていない事例がみられた。</p> <p>今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な契約事務に努められたい。</p>
<h3>《指摘に対する措置》</h3> <p>関係職員に対して、関係規程等の確認・周知を徹底し、事務の進捗管理についても職員同士の確認を行う等、事務処理漏れの防止に努めた。また、締結した請書について直ちに供覧を行った。</p> <p>さらに、今回の監査で特に留意すべきポイント等をまとめた資料を作成し、区内各部に対し周知・啓発を行い、同種の誤りの再発防止に努めるとともに、区全体として役務契約事務の実施水準の向上のため、当区の定期内部監査の監査項目として選定し、チェックを行うこととした。</p>	

監査対象	東区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 契約変更時に仕様書の作成を適正に行うべきもの</p> <p>契約変更の際し、業務の変更内容を示す仕様書が作成されおらず、契約変更伺及び改定契約書に添付されていないのがみられた。</p> <p>上記エの事務処理については、契約履行中に仕様に変更が生じ</p>

別紙

	改定契約を行う場合、その理由や変更内容等の記載及び改定契約書案の添付を行ったうえ、改定契約締結の可否について起案し決裁を受け、変更事項を明記した改定契約を締結する必要があることを認識し、今後は関係規程等を今一度しっかりと確認して再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を踏まえ、部内で契約変更を行う際の基本的事項について改めて確認を行った。今後は契約変更のみならず通常の契約事務においても適正な事務処理を徹底するとともに、決裁時の確認を徹底する。</p>	

監査対象	東区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 契約変更時に改定契約書の作成及び決裁を適正に行うべきもの</p> <p>仕様書で定められた調査箇所を変更しているが、契約変更伺の決裁を行っておらず、また改定契約書を作成していないものがみられた。</p> <p>上記オの事務処理については、契約履行中に仕様に変更が生じ改定契約を行う場合、その理由や変更内容等の記載及び改定契約書案の添付を行ったうえ、改定契約締結の可否について起案し決裁を受け、変更事項を明記した改定契約を締結する必要があることを認識し、今後は関係規程等を今一度しっかりと確認して再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を踏まえ、部内で財政局契約管理課が作成する物品・役務契約Q&Aを改めて共有し、契約変更を行う際の事務処理について再確認を行った。今後は、緊急時においても必要な決裁や関係書類の作成に漏れがないよう周知徹底する。</p>	

監査対象	東区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>カ 契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>契約書を取り交わす際に、請負に関する契約であるにもかかわらず、収入印紙の貼られていない契約書を受領しているものがみられた。</p> <p>印紙税については、単に契約書の名称にとらわれず、その内</p>

別紙

	容により判断すべきであり、今後は、契約書の取り交わしに当たり、十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>契約の受託者に収入印紙を添付させる対応を行った。</p> <p>また、契約書を取り交わす際の収入印紙の添付について、部内で周知を行うとともに、契約書供覧時の確認を徹底し、不備のない処理を徹底する。</p>	

監査対象	白石区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>建築物の環境衛生管理業務においては、その内容から業務の一部を再委託せざるをえない場合もあるが、受託者からの提出物により、受託者以外が業務の一部を行っていることが明らかであるにもかかわらず、委託者の承諾がないまま再委託が行われているのがみられた。</p> <p>札幌市物品・役務契約事務様式基準に定める役務契約約款では、再委託を原則として禁止しており、役務の一部であって、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には、委託者の承諾を得たうえで、再委託を行うことができることとしている。</p> <p>今後は、履行監督の重要性を認識して、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに業者から申出書を徴取し、承認対応を行うとともに、関係規程について周知を図った。作業フォルダに引継記録を残し、新年度の同契約でも遺漏なく対応を行っている。</p> <p>また、再発防止のため、引継記録を残すことで業者へ確実に伝達するとともに、財務システムにおいても契約時に再委託承諾起案を添付することでチェックの強化を図っている。</p>	

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>建築物の環境衛生管理業務においては、その内容から業務の一部を再委託せざるをえない場合もあるが、受託者からの提出物により、受託者以外が業務の一部を行っていることが明らかであるにもかかわらず、委託者の承諾がないまま再委託が行われているのがみられた。</p>

別紙

	<p>札幌市物品・役務契約事務様式基準に定める役務契約約款では、再委託を原則として禁止しており、役務の一部であって、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には、委託者の承諾を得たうえで、再委託を行うことができることとしている。</p> <p>今後は、履行監督の重要性を認識して、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

関係職員に対して、役務契約に関する規程の周知を行うとともに、委託契約に際し、再委託を行いたい旨の申し出があれば、事前の申請を指示するよう改めて周知し、規程に基づく実施の徹底を図った。

また、決裁時及び履行検査において、再委託の申請のない事業者により業務が行われていないかという視点も加え、確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。

さらに、今回の監査で特に留意すべきポイント等をまとめた資料を作成し、区内各部に対し周知・啓発を行い、同種の誤りの再発防止に努めるとともに、区全体として役務契約事務の実施水準の向上のため、当区の定期内部監査の監査項目として選定し、チェックを行うこととした。

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付に関する事務について、請求書の請求日欄を空欄のまま提出するよう指示しているものがみられた。</p> <p>請求日は支払の基準日となるものであることから、会計室等から適正な事務執行に努めるよう、繰り返し注意喚起されているものである。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

関係職員に対して、支出命令手続きに伴う請求書に関する財務経理ハンドブック及び関係通知について、改めて周知を行い、再発防止に努めた。また、交付先団体宛てに正しい交付手順と請求書の提出時期についての説明を行った。

さらに、今回の監査で特に留意すべきポイント等をまとめた資料を作成し、区内各部に対し周知・啓発を行い、同種の誤りの再発防止に努めた。

別紙

監査対象	手稲区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 その他の事務／(1) 行旅死亡人等の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>行旅死亡人等に係る遺留金銭について、札幌市会計規則上、歳入歳出外現金として整理すべきところ、現金のまま金庫で長期間保管するなど不適正な事例がみられた。</p> <p>現金で保管することは、紛失等のリスクもあることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>改めて事務の手引きの記載内容の確認を行い、その後、残余の遺留金銭について速やかに歳入歳出外現金として処理を済ませた。</p> <p>現在は、遺留金銭の引渡しを受けた後、会計規則や手引き等に基づき、速やかに歳入歳出外現金として事務処理を行って保管することを徹底している。</p> <p>また、再発防止策として、事務項目の処理状況等を確認できるよう行旅死亡人の台帳をまとめた一覧表を作成し、処理日を記入したものを定期的に課長が確認することで、確実な事務処理を進めていくこととした。</p> <p>加えて、手引き等の再確認を行い、前例踏襲や自己の見解に基づかず、取扱いに疑義が生じた場合は、当該事務を所管する本庁部局に確認するなど、適正に事務処理を行う意識付けを強化している。</p>	

別紙

(2) 令和5年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 単価の策定を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市公共建築工事積算要領」では、工事費積算における単価を見積りによる策定単価とする場合、単価は有効上位3桁とし、端数処理を行う場合は、四捨五入とすることが定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、機器等の策定単価を決定する際、四捨五入をせずに切捨てとしている事例がみられた。</p> <p>当該要領に対する職員の認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように要領を確認し、再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止対策として、設計図書作成チェックリストに、本件に関わる項目の追加を行うとともに、積算基準及び積算要領を用いて、関係職員研修を実施している。今後も定期的に関係職員研修を実施し基準の周知徹底を行う。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 産業廃棄物の適正な処理をすべきもの</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事及び測量業務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物の保管していた場所を示す掲示板が確認できないもの</p> <p>いずれの事例も、受発注者双方の廃棄物処理法等に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止対策として、施工者に対し、施工計画時等に工事等写真の撮影・整理について、指導及び注意喚起するとともに、中間技術検査時等においては、施工途中での施工写真の確認を行っている。</p> <p>また、係会議等を通じ関係職員に対し、工事写真撮影の要領等の研修を実施している。</p> <p>今後も定期的に関係職員研修を実施し、周知徹底を行う。</p>	

別紙

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 産業廃棄物の適正な処理をすべきもの</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事及び測量業務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 産業廃棄物を分別して保管していた状況が確認できないものいずれの事例も、受発注者双方の廃棄物処理法等に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止対策として、施工者に対し、施工計画時等に工事等写真の撮影・整理について、指導及び注意喚起するとともに、中間技術検査時等においては、施工途中での施工写真の確認を行っている。</p> <p>また、係会議等を通じ関係職員に対し、工事写真撮影の要領等の研修を実施している。</p> <p>今後も定期的に関係職員研修を実施し、周知徹底を行う。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 産業廃棄物の適正な処理をすべきもの</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事及び測量業務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 産業廃棄物の運搬車両表示が両面に確認できないものいずれの事例も、受発注者双方の廃棄物処理法等に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止対策として、施工者に対し、施工計画時等に工事等写真の撮影・整理について、指導及び注意喚起するとともに、中間技術検査時等においては、施工途中での施工写真の確認を行っている。</p> <p>また、係会議等を通じ関係職員に対し、工事写真撮影の要領等の研修を実施している。</p>	

別紙

今後も定期的に関係職員研修を実施し、周知徹底を行う。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 品質管理書類を適正に整備すべきもの</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」等では、受注者は、使用予定の材料、仕上げの精度等の目標、品質管理等について施工計画書に記載し、設計図書及び施工計画書のとおり施工されたことが確認できる資料を整備することと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、建物等の解体後の埋戻し作業に当たり、仕様書で定められた材料で締め固め、仕上げることとされているが、定められた方法で施工されていることを確認できない事例がみられた。</p> <p>受発注者双方の仕様書等に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように当該仕様書等を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止対策として、施工者に対し、施工計画時等に工事等写真の撮影・整理について、指導及び注意喚起をし、不可視部分の施工に際しては立会確認回数を増加するとともに、中間技術検査時等においては、施工途中での施工写真の確認を行っている。</p> <p>また、係会議等を通じ関係職員に対し、工事写真撮影の要領等の研修を実施している。</p> <p>今後も定期的に関係職員研修を実施し、周知徹底を行う。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 舗装の施工管理を適正に行うべきもの</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」では、受注者は、舗装の施工を行う場合にプライムコート(*)を散布することが定められており、設計図書及び施工計画書のとおり施工されたことが確認できる資料についても整備することとされている。</p> <p>今回監査した設備工事において、提出された資料を確認すると、一部の施工箇所プライムコートを散布していない事例がみられた。</p> <p>受注者の仕様書に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように当該仕様書を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p> <p>(*)プライムコート：舗装の防水性や安定性を確保するために散布する材料</p>

別紙

≪指摘に対する措置≫

再発防止対策として、施工者に対し、施工計画書において、舗装の施工方法、施工順序、および、施工写真の撮影・整理について明記させ、確実に施工が行われるよう指導するとともに、不可視部分の立会い回数を増加し、中間技術検査時等においては、施工途中での施工写真の確認を行っている。

また、札幌市土木工事共通仕様書を用いて、関係職員研修を実施している。今後も定期的に関係職員研修を実施し仕様書の周知徹底を行う。

監査対象	病院局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「ゴンドラ安全規則」等では、事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に、作業ごとの選定要件に応じた要求性能墜落制止用器具(*)を使用させなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、外壁の改修作業を行っていた労働者が、選定要件と異なる器具を使用していた事例がみられた。受注者の関係規程に対する理解不足が原因と考えられる。</p> <p>こうした作業は、事故の発生に繋がる懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p> <p>(*)要求性能墜落制止用器具：高所作業において、作業者の墜落や転落などの労働災害を防止するための保護具</p>

≪指摘に対する措置≫

今後は、工事着手時に本院の工事主任から工事受注者に対し、厚生労働省が定める「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を配布し、正しい器具を使用することの遵守、徹底を指示する。

また、工事受注者が本院に提出する工事施工計画書や本院の工事主任が行う工事現場の安全パトロール等において、施工現場に適した要求性能墜落制止用器具の使用確認を徹底する。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 設計変更手続きを適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市工事施行規程」では、工事主任は、工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合は、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書(*)により上司に報告し、その措置について指示を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、当該報告書が適時に提出されず、変更となる対象の工事が完了した後に提出されている事例が</p>

別紙

	<p>みられた。 当該規程に対する職員の認識不足が原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事事務に努められたい。 (*措置必要事項報告書: 工事等の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止対策として、請負工事設計変更等ガイドラインを用い、関係職員研修を実施しています。今後も定期的に関係職員研修を実施し基準の周知徹底を行う。</p> <p>また、係会議にて工事進捗状況の確認を定期的に行い、情報共有を図り、適切な時期に、適切な事務手続きを行う。</p>	

別紙

(3) 令和5年度第3回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(1) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>資金前渡職員が前渡期間を超えて現金を保有しているものがみられた。</p> <p>前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、財務規程についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>職員の都合による資金前渡期間の超過は認められないこと、期間が1日を超える場合は事前に確認し、やむを得ない場合に限りなど適正運用を徹底することについて当該資金前渡職員に説明するとともに、市推進委員会職員（事務局次長、幹事、副幹事及び書記）の勉強会を開催して周知した。また、各区推進委員会の職員に対しては、各区事務局長出席の会議において周知した。</p>	

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(2) 助成金交付事務を適正に行うべきもの</p> <p>当団体は、地域における自主的な交通事故防止活動に取り組む団体に対し助成金を交付しており、年度末に各団体から提出された事業報告書及び収支決算書を審査し助成額の確定を行っているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 当該書類の提出前に交付額を確定していたもの</p> <p>今後は、各団体の活動内容等を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>市推進委員会職員（事務局次長、幹事、副幹事及び書記）の勉強会を開催し、事業報告書及び収支決算書の受領を確実にすること、また提出書類の記載は複数名で確認し、不備がある場合には期日までに当該団体へ聴取、修正及び必要に応じて再提出を依頼することを徹底した。</p>	

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(2) 助成金交付事務を適正に行うべきもの</p> <p>当団体は、地域における自主的な交通事故防止活動に取り組む団体に対し助成金を交付しており、年度末に各団体から提出された事業報告書及び収支決算書を審査し助成額の確定を行っているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 具体的な活動内容が不明確であるが助成対象経費と判断していたもの</p> <p>今後は、各団体の活動内容等を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>

別紙

《指摘に対する措置》

市推進委員会職員（事務局次長、幹事、副幹事及び書記）の勉強会を開催し、事業報告書及び収支決算書の受領を確実にすること、また提出書類の記載は複数名で確認し、不備がある場合には期日までに当該団体へ聴取、修正及び必要に応じて再提出を依頼することを徹底した。

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(3) 現金の出納管理を適正に行うべきもの</p> <p>助成金交付団体から助成金の精算に伴う返納金を現金で受け取った場合に、財務規程に定める現金出納簿への記載を行わずに入金処理している事例がみられた。</p> <p>今後は、同規程についての職員の理解を十分に深め、現金の出納について適正な事務の執行に努められたい。</p>
<h3>《指摘に対する措置》</h3> <p>市推進委員会職員（事務局次長、幹事、副幹事及び書記）の勉強会を開催し、現金を取り扱う場合は直ちに事務局次長又は幹事に報告するとともに、現金出納簿への記載を含め、必ず複数名にて作業を行うことを指示した。</p> <p>確認者に対しても、毎月の現金出納簿と通帳の突合を徹底するよう指示した。</p>	

監査対象	社会福祉法人愛和福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(5) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの</p> <p>保育所に係る時間外保育促進事業費等補助金については、児童の時間外保育の利用時間等に応じて補助金が算定されるが、複数の保育所において時間外保育利用日数を誤って申請している事例がみられた。</p> <p>補助金の申請に当たっては、チェック体制の強化を図り、その金額に誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。</p>
<h3>《指摘に対する措置》</h3> <p>実績報告にあたり、複数名で書類の確認を行うことで、転記ミス等の防止を徹底する。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(6) 補助事業に係る契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>市の補助金を活用した熱源設備等改修工事に係る契約事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 予算執行向である起案文書の作成から契約締結までの必要な事務手続を経ることなく、特命随意契約を締結していたもの</p> <p>これらは、事前に市担当部局と改修工事实施の協議が整っていたことで、本来行うべき契約事務は不要であると錯誤したことに起因するものであるが、補助事業に係る契約事務は、公正性や透明性が求められることから、適正な手続を経る必要がある。</p> <p>今後は、関係規程についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあたっては、複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(6) 補助事業に係る契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>市の補助金を活用した熱源設備等改修工事に係る契約事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 特命随意契約の場合であっても、同種の契約内容に係る契約実績などを参考に、徴取した参考見積金額の妥当性等を検証する必要があるが、それを行った証跡を残すことなく契約を締結していたもの</p> <p>これらは、事前に市担当部局と改修工事实施の協議が整っていたことで、本来行うべき契約事務は不要であると錯誤したことに起因するものであるが、補助事業に係る契約事務は、公正性や透明性が求められることから、適正な手続を経る必要がある。</p> <p>今後は、関係規程についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p> <p>同種の改修工事の実績について、札幌市が有する他の施設の実績を口頭で確認していたものの、上記を含む検討経緯や契約事務等については文書により手続していなかったことから、監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあたっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。</p>	

別紙

監査対象	公益財団法人札幌国際プラザ（総務局国際部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(1) 備品類の管理等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>財務会計規程において、物品出納員及び物品分任出納員は、事務局長の指定する職員をもって充てること、並びに物品出納員が備品類を管理することが定められている。</p> <p>しかしながら、いずれの出納員も指定されておらず、備品類の管理が行われていなかった。</p> <p>今後は、同規程の内容を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに、部課長会議にて関係規程について周知を図った。</p> <p>令和6年度からは、財務規程に基づき、事務分掌にて物品出納員及び物品分任出納員を事務局長が指定したところ。</p> <p>また、当該指定に合わせて、管理をしている物品を確認した上で、「備品管理簿」を整備した。</p>	
監査対象	公益財団法人札幌市中小企業共済センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(2) 予算の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>会計規程において、経費の金額は、事業費及び管理費の大科目の間で相互に流用できないとされている。</p> <p>しかしながら、運用の実態は、大科目を区別せずに合算して予算を管理することで、結果として流用している状況であった。</p> <p>今後は、同規程の内容を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は、疑義が生じないように、事業費と管理費とを区別した予算管理及び執行を行うとともに、運用実態に応じた規程改正等を検討する。</p>	
監査対象	公益財団法人札幌市中小企業共済センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、契約書を取り交わすことなどが法令等により義務付けられているが、これを行わずに業務委託契約のみで処理を委託していたもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定さ</p>

別紙

	<p>れている。</p> <p>今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘事項となった同種の業務については、数年に1回の頻度でしか生じないことから、今後は担当課内で情報共有及び引継ぎを徹底するとともに、制度への不明点があるときは札幌市環境局に問い合わせ等を行うことにより事務処理の適正化を図り、再発防止に努める。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、契約書を取り交わすことなどが法令等により義務付けられているが、これを行わずに業務委託契約のみで処理を委託していたもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。</p> <p>今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>改めて関係法令等を確認し理解を十分に深めるとともに、産業廃棄物の契約事務を行うのは総務課であることから、札幌市で作成している「産業廃棄物ガイド」及び「事業ごみ分別・処理ガイドブック」を今一度総務課職員で共有し、適正な事務処理を徹底するよう周知した。</p> <p>また、契約締結及び履行管理に係る事務処理が関係法令等に則った内容となっているかを確認するチェックシートを作成・利用することとし、チェック体制を強化した。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 産業廃棄物処理委託契約書に、産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可証の写しを添付していなかったものや、有効期限の切</p>

別紙

	<p>れた許可証が添付されているもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。</p> <p>今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

委託した事業者から直ちに適正な許可証を徴取したとともに、監査委員からの指摘を受けて、当該指摘事項を共有した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 処理料金の値上げに伴う契約改定等の手続きを行っておらず、契約書に記載の処理料金と異なる料金を支払っていたもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。</p> <p>今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

監査委員からの指摘を受けて、委託に関して料金改定や値上げ等があった場合は改定契約等を締結するよう共有した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 執行伺がなく、特命随意契約とする根拠等が不明なまま契約が締結されていたもの</p> <p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>

別紙

<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。さらに、当法人における事務処理の運用に合った内容となるよう契約規程等の見直しを行った。</p>	
--	--

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 随意契約することができる金額を上回っているにもかかわらず契約が締結されていたもの</p> <p>上記イについては、当法人に対する前回（令和元年度）の監査においても、今回と同様の事例があり、改善する旨の回答がなされていたが、現在も改善されずに、問題ある事務処理が繰り返されていた。</p> <p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。さらに、当法人における事務処理の運用に合った内容となるよう契約規程等の見直しを行った</p>	

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 予定価格を定めていないもの</p> <p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。さらに、当法人における事務処理の運用に合った内容となるよう契約規程等の見直しを行った。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 見積書を徴する際に、相手方に通知をしたか否かの証跡がないもの</p> <p>上記エについては、当法人に対する前回（令和元年度）の監査においても、今回と同様の事例があり、改善する旨の回答がなされていたが、現在も改善されずに、問題ある事務処理が繰り返されていた。</p> <p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。さらに、当法人における事務処理の運用に合った内容となるよう契約規程等の見直しを行った。</p>	
監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 見積合せ自体を行っていないもの</p> <p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。さらに、当法人における事務処理の運用に合った内容となるよう契約規程等の見直しを行った。</p>	
監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>カ 執行伺の決裁が終了する前に契約が締結されていたもの</p>

別紙

	<p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築した。</p>	

監査対象	<p>一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）</p>
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ しゅん功検査を行ったか否かの証跡がない等、履行確認が不十分なもの</p> <p>今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、事務処理にあっては複数の職員間で確認しながら適正に行う体制を構築し、今後は適正に事務を執行することとした。</p>	

監査対象	<p>一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）</p>
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(5) 退職給付引当資産の取扱いを適正に行うべきもの</p> <p>退職給付引当資産については、特定資産取扱要領に定めたとうえで、安全かつ適正な管理運用がなされる必要があるが、それがないまま長期にわたり管理運用されていた。</p> <p>今後は、規程の整備を行ったうえで、その会計処理等が適正に行われるよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査委員からの指摘を受けて、指摘事項を共有した。また、退職給付引当資産の運用にあっては、特定資産取扱要領に定めることとする。なお、退職給付引当金は、主任以上の職責を担う正職員を対象に定年退職時に支給するものとして取り扱っており、定年前の自己都合等による退職者には支給していないこと、また、近年、当法人を存続する上で、利益確保、運転資金の確保を優先する必要があったことから、将来的な債務に対する資産計上を行わず、資産としては過少なものはなっている。しかし、自己都合退職者には当該引当金を支給していない運用を再考しているところであり、退職給付引当金残高に合わせた積立てが必要であると認識していることから、決算状況に鑑み、相当額の積立てを検討する。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(6) 物品購入等に係る事務手続きを適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等に係る執行同等の書面において、以下のような事例が散見された。</p> <p>ア 起案者、発注者、検収者が同一であり、相互けん制が働いていることを確認できないもの</p> <p>いずれも、口頭により適切な事務であることを確認したうえで処理しているとのことであるが、書面と実態に相違がある状態で決裁や履行確認を行うことは、決裁等の形骸化を招く危険性がある。</p> <p>今後は、書類の不備は訂正させるとともに、様式に不足がある場合は必要に応じて様式の変更を行うなど、書面上と実態に相違が無いよう決裁権者による確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>実態としては、起案者のほかに、納品時は物品等を使用するセクションの担当者も検収している。また、購入・支払時においては権限者の承認や、経理担当者も内容を確認していることから、誤った事務処理の防止を含め、不正等の抑止力は機能しているものと認識している。一方で、指摘のとおり書面上は一人で完結していることになっていることから、事務処理の手順を改めて確認し、発注者とは別の者が検収を行うことなど、実態と相違がないように書面を整備する。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(6) 物品購入等に係る事務手続きを適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等に係る執行同等の書面において、以下のような事例が散見された。</p> <p>イ 執行伺様式中、必要事項欄の一部が記載されないまま決裁が行われているもの</p> <p>いずれも、口頭により適切な事務であることを確認したうえで処理しているとのことであるが、書面と実態に相違がある状態で決裁や履行確認を行うことは、決裁等の形骸化を招く危険性がある。</p> <p>今後は、書類の不備は訂正させるとともに、様式に不足がある場合は必要に応じて様式の変更を行うなど、書面上と実態に相違が無いよう決裁権者による確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>日常的・定期的な事務処理にあつては、当法人内では事業者の選定理由、価格等必要事項の正当性は口頭での内容確認により事務処理を行っていたこと</p>	

別紙

から、事務処理の手順を改めて確認し、文書として適正な事務処理を行うこととした。

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(6) 物品購入等に係る事務手続きを適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等に係る執行伺等の書面において、以下のような事例が散見された。</p> <p>ウ 現金で物品を購入する場合において、様式に現金を扱う者に関する記載欄がなく、誰が現金を扱うのか確認できない状態で決裁が行われているもの</p> <p>いずれも、口頭により適切な事務であることを確認したうえで処理しているとのことであるが、書面と実態に相違がある状態で決裁や履行確認を行うことは、決裁等の形骸化を招く危険性がある。</p> <p>今後は、書類の不備は訂正させるとともに、様式に不足がある場合は必要に応じて様式の変更を行うなど、書面上と実態に相違が無いよう決裁権者による確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

現金を支給して物品を購入した場合においても、他の買掛決済処理の物品購入と同じ様式を使用していたことから、指摘の内容の記載がなかったところである。事務処理の手順を改めて確認し、現金購入及び買売掛決済処理のそれぞれの購入方法に見合った様式を作成し、その購入処理における必要事項を明らかにするなど、物品購入時の伺い文書の様式を見直した。また、現金購入時の現金の受渡に係る帳票についても同様に見直した。

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(7) 制服貸与に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>制服貸与に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 制服等貸与要領において、制服を貸与する範囲や品目は別表によるとの定めがあるにもかかわらず、別表を定めておらず根拠が曖昧のまま貸与していたもの</p> <p>今後は、制服貸与事務に関する職員の理解を十分に深めるとともに、必要に応じ規程を見直すなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

監査委員からの指摘を受けて、当法人内で事務処理の手順を改めて確認した。また、運用に合わせて、規程を見直すこととした。

別紙

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(7) 制服貸与に関する事務を適正に行うべきもの 制服貸与に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 同要領に基づく貸与簿の整備がなされていないもの 今後は、制服貸与事務に関する職員の理解を十分に深めるとともに、必要に応じ規程を見直すなど、適正な事務の執行に努められたい。
＜指摘に対する措置＞ 監査委員からの指摘を受けて、事務処理の手順を改めて確認した。また、運用に合わせて、貸与簿を整備することとした。	

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(8) 理事会における職務執行報告を適正に行うべきもの 理事長、専務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、必要な回数の報告がなされていなかった。 今後は、関係法令等について職員の理解を十分に深め、適正に報告を行われたい。
＜指摘に対する措置＞ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、理事会は可能な限り書面による開催を念頭に置いており、書面開催においても職務執行報告は有効であると誤認していたものである。監査委員からの指摘を受けて、事務処理の内容を改めて確認し、今後は予算及び決算における理事会の実開催において当該報告をすることを基本とし、これら実開催が年2回以上を確保できない場合は、別途職務執行報告を行うための理事会を実開催することとした。	

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(8) 理事会における職務執行報告を適正に行うべきもの 理事長、専務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、必要な回数の報告がなされていなかった。 今後は、関係法令等について職員の理解を十分に深め、適正に報告を行われたい。
＜指摘に対する措置＞ 当該事項について指摘を受けた後、直ちに改めるようにし「令和5年度第4	

別紙

回理事会」以降、理事長、専務理事双方から職務執行について報告するよう改めた。

監査対象	一般財団法人札幌市環境事業公社（環境局環境事業部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(11) 両替金（つり銭準備金）の取扱いを適正に行うべきもの</p> <p>財務会計規程において現金保有を認めているのは、10万円を限度とする小口現金と現金で受領した手数料のみであるが、それとは別に篠路資源化センターにおいて両替金として50万円の現金を保管及び運用している状況にあった。</p> <p>両替金については、監査期間中に当法人において規程整備を行うなど、適正に措置を講じたことが認められたものの、現金を取り扱う以上、常にリスクは存在するものであり、改めて適正な現金の取扱いに努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>当該規程を「常用の経費で小口の現金支払を必要とするものについては、前条の規定にかかわらず、本社においては10万円、篠路資源化センターにおいては、つり銭の準備のため50万円を限度として手許保管をすることができる。なお、多額の現金払を必要とするときは、事前に出納員の承認を得なければならない。」と改正した。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市環境事業公社（環境局環境事業部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(12) 見積合せの手続き等を適正に行うべきもの</p> <p>剪定枝等処理施設運転業務は、特命随意契約の手続きで契約が行われているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 契約規程では、3回の見積合せを行ってもなお予定価格を上回っていた場合は、見積合せを不調として終了させることになっているが、競争入札と同様にそのまま見積業者と価格交渉できるものと誤認して、価格交渉を進め、契約を締結していたもの</p> <p>今後は、正しい事務処理手順等について、職員の理解を深め、関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係規程等の内容について理解を深めるため、関係職員による勉強会を実施した。また、規程等を保管しているフォルダに監査結果を保管し、適宜見返すことができる環境にしたほか、事務処理手順についてマニュアルを策定中である。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌市環境事業公社（環境局環境事業部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(12) 見積合せの手続き等を適正に行うべきもの</p> <p>剪定枝等処理施設運転業務は、特命随意契約の手続きで契約が行われているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 見積金額が訂正された見積書を受領していたもの</p> <p>今後は、正しい事務処理手順等について、職員の理解を深め、関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係規程等の内容について理解を深めるため、関係職員による勉強会を実施した。また、規程等を保管しているフォルダに監査結果を保管し、適宜見返すことができる環境にしたほか、事務処理手順についてマニュアルを策定中である。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市環境事業公社（環境局環境事業部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(13) 再委託に係る承認手続きを適正に行うべきもの</p> <p>令和4年度チップ工場剪定枝等処理施設プラント設備定期整備作業業務における契約書及びその約款では、再委託を禁止したうえで、その一部の再委託に限り、委託者がやむを得ないと認めた場合に再委託を可とする条項を設けている。</p> <p>当法人は本件の業務着手時の「施工体系図」に協力会社として明記されていることをもって、再委託先として承認しているが、この書類は使用目的が異なり、そのことをもって再委託の承認を求めた又は認めたとは言い難い。</p> <p>再委託は原則として禁止すべきものであるから、再委託の申出があった際には、受託者に文書で再委託承認申請書などを提出させたうえで、業務の性質上やむを得ない場合に限り承認するなど、その手続きを適正に行われたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の事故は、例外的に再委託を認める場合の詳細手続きが定まっていないことから、発生した事案である。このため、新たな様式「①再委託承認申請書」「②再委託承諾通知書」を作成し、再委託承認の際は、①の提出を受け、必要性を判断した場合に②を発出することと定めた。また、このことを関係部署へ周知徹底した。</p>	

監査対象	株式会社札幌副都心開発公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(15) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事の発注に当たり、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 契約書を取り交わすべきところ、注文書の交付及び請書の徴取としていたもの</p>

別紙

	<p>今後は、建設業法等についての職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

本件について、規程に則った適切な事務手続きを行うよう、「契約金額」及び「契約目途額」の定義を、管理職全体会議の機会や社内イントラネットを活用して、改めて社内周知するとともに、稟議書台帳への登載時に発注金額基準における手続きに不備が無いか確認するよう改めることとし、今後同様の誤りが生じないように努める。

監査対象	株式会社札幌副都心開発公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(15) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事の発注に当たり、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 請書等に、建設業法に定める請負契約書に記載すべき項目が網羅されておらず、別途当該項目が網羅された基本契約約款等も存在しないもの</p> <p>今後は、建設業法等についての職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

本件について、当面の対応として、建設業法の関係規程に関して、管理職全体会議や社内イントラネットを活用して社内周知を行う。

また、対象となる建築工事において、法定どおりに項目が網羅されるよう、既に「契約事務取扱規程」に定める注文書・請書の様式見直しの検討に着手しておりますが、今年度中の完了を目途に引き続き作業を進め、今後同様の誤りが生じないように努める。

監査対象	株式会社札幌副都心開発公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(15) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事の発注に当たり、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 同法に定める主任技術者について、契約約款で受注者が提出することとされている主任技術者の通知を受理しておらず、配置されていたことの記録が残されていないもの</p> <p>今後は、建設業法等についての職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

本件について、当面の対応として、関係規程に則った適切な事務手続きとなるよう、管理職全体会議の機会や社内イントラネットを活用して、社内周知を行った。

別紙

また、本指摘を踏まえ、対象となる建設工事において、契約締結後に受注者から書面による主任技術者の通知を受けることを徹底すべく、今年度中の完了を目途に、契約事務取扱規程においてもその旨を具体的に明記することとし、今後同様の誤りが生じないように努める。

監査対象	株式会社札幌副都心開発公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(15) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事の発注に当たり、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 契約約款で、契約締結後に受注者が提出することとされている請負代金内訳書及び工程表を受領していないもの</p> <p>今後は、建設業法等についての職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>本件について、当面の対応として、関係規程に則った適切な事務手続きとなるよう、管理職全体会議の機会や社内イントラネットを活用して、社内周知を行った。</p> <p>また、本指摘を踏まえ、対象となる建設工事について、契約締結後に改めて受注者より請負代金内訳書及び工程表を受領することを徹底すべく、今年度中の完了を目途に、契約事務取扱規程においてもその旨を具体的に明記することとし、今後同様の誤りが生じないように努める。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(16) 物品購入の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>量販店で安価に調達するためとして、物品を小口現金で購入しているが、財務会計規程及び物品購入等に関する事務取扱要領には、物品を小口現金で購入できるとする定めは無い。</p> <p>小口現金を活用することで、より安価で迅速な物品調達が可能となる一方、現金の取扱いには管理リスクが伴う。</p> <p>利便性とリスクを検証し、そのうえで物品を小口現金で購入することを継続するのであれば、適用範囲や手続き等必要な規程を整備し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>小口現金については、経費削減を図りつつ、迅速な物品調達が可能となるなど、利便性が高い一方、管理リスクは増すものと認識している。</p> <p>取扱いの見直しに当たり、まずご指摘の通り、利便性と現金管理のリスクの検証を行います。そのうえで、継続する利点が大きいと判断した場合には、適用範囲や購入時の手続き、さらには現金管理体制を明確にし、必要な規程を整備する。</p>	

別紙

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(17) 労働基準法を遵守すべきもの 法定労働時間（週40時間）を超えて労働をさせた場合は割増賃金を支払わなければならないところ、これがない事例がみられた。</p> <p>今後は、関係法令について職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>指摘事項改善のため、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（原則38時間45分）を越えて労働した時間に対し割増賃金の支払いを行うことができるよう、給与規程、嘱託職員就業規則及び臨時職員就業規則を改定するとともに、社内グループウェアで職員へ周知をし、法令遵守と労働環境の向上を図った。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(18) 評議員会の招集手続きを適正に行うべきもの</p> <p>定款には評議員会の招集通知に関する定めはない。そのため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、評議員会の開催の1週間前までに招集通知を発する必要があるが、招集までの必要期間を満たしていない事例がみられた。</p> <p>今後は、関係法令について職員の理解を十分に深め、適正に招集手続きを行われたい。</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>改めて関係法令等を確認し理解を十分に深めるとともに、今後、評議員会、理事会の開催日は余裕をもった設定とし、法令を遵守した招集通知を発するなど、適正な手続きを徹底する。</p>	

別紙

2 意見（要望）事項に対する対応（令和6年度監査報告第2号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 令和5年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	白石区市民部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／1 役務契約に精算条項を加えるべき事案について</p> <p>契約時の業務量と履行時の業務量に相違があったが、契約変更の検討をせずに支出している事例がみられた。</p> <p>業務の内容から数量の変更が想定される場合には、経済性の確保のため、契約書に数量に応じ支払金額の改定が行えるよう、精算に関する条項を設けるといった手法の検討を要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>数量の変更が想定される業務の場合には、経済性の確保のため、単価契約を念頭に置き、契約条項に「受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額に当該月の配布部数を乗じた金額（1円未満切り捨て）の支払を請求することができる。」などの精算に関する条項を設けることや、業務完了時の決裁者や完了検査の検査員も数量変更等の有無について、注視していただくことを課内会議の場で周知した。</p> <p>また、人事異動があった際には引継書に追記し、再発防止を徹底することとしたい。</p>	

監査対象	手稲区市民部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／2 制作したプロモーション素材の活用について</p> <p>令和4年度事業において手稲山の魅力を継続的にプロモーションするための素材を制作しており、このうち写真や動画については令和5年度のプロモーション事業で活用されている。一方、VRコンテンツについては活用実績が無く、また具体的な活用のめどが立っていない状況となっている。</p> <p>市民部においても効果的な利活用の方法について検討しているとのことであるが、当初仕様書では、「2023年度以降も中期的に活用できるものとする」としており、成果品に係る経済性、有効性の観点からも継続的なプロモーションに向けた有用な素材としてVRコンテンツの活用を要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>VRコンテンツの活用について、関心のある方が自由に閲覧できるよう、インターネット上に公開する方法で準備を進めているところ。また、公開するにあたり、VRコンテンツの調整が必要であり、今後、契約手続きなどの業務を進めていく。</p>	

別紙

監査対象	白石区保健福祉部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／3 行旅死亡人等の取扱いに関する事務について</p> <p>行旅死亡人等に係る高額の遺留金銭について、連絡した相続人等から相続に関する意向が示されていない等の理由により引き渡しに至らず、長期間、歳入歳出外現金に保管しているものがみられた。</p> <p>当該遺留金銭は、札幌市に帰属するものでない以上、このような状況は不適切であるため、弁済供託制度利用の適否の検討等を含め、関係部局と連携しながら速やかに対応されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>現状において本市の取扱要領や事務の手引きなどに特段の定めがないことから、今後、弁済供託制度の利用を含め本庁所管部局と十分に協議のうえ検討を進める。</p>	

(2) 令和5年度第3回定期監査(工事監査)関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／1 札幌市公共測量作業要領について</p> <p>「札幌市公共測量作業要領」(以下「作業要領」という。)では、境界標(*)の埋設作業中の写真は、設計数量の30%以上について撮影・提出するものと定められている。</p> <p>境界標には、コンクリート境界杭と金属標があり、コンクリート境界杭については埋設作業を伴うことから、設計数量の30%以上を撮影する必要があると考えられるが、今回監査した測量業務において、埋設作業を伴わない金属標の数量も含めて設計数量の30%以上とし、撮影・提出している事例がみられた。</p> <p>作業要領には、金属標の写真撮影基準が記載されていないため、写真管理の根拠として不明瞭なものになっていると考える。</p> <p>作業要領は、測量業務の実務を円滑に進める上で共通の取扱いを定めたものであることから、埋設作業の有無による境界標の写真撮影基準について明記することを検討されるよう要望する。</p> <p>(*)境界標：土地の境界点を現地で示す目印</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>コンクリート境界杭と金属標の写真撮影基準が不明確であることから、今年度の作業要領の改定時に、写真管理基準を具体的に明記する。</p>	

別紙

(3) 令和5年度第3回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の意見(要望)事項	1 財政援助団体監査／(4) 印刷物の発注方法の見直しについて（意見（要望）事項） 啓発冊子の制作において、データの編集・更新業務を印刷業務とは別に発注しているが、軽微な修正であれば印刷会社へ発注することにより経費節減が可能となる場合もあることから、発注方法について検討されるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>当該印刷物の著作権は札幌市交通安全運動推進委員会にある。</p> <p>当該契約については、軽微なイラストの修正や色の変更等でしたが、当初のデザインを作成した事業者が発注しました。デザイン作成後、テキスト1文を修正する必要が生じたことから、別途、印刷を発注した事業者に対し、修正業務についても合わせて発注したものの。</p> <p>著作権に影響しない軽微な原稿修正の場合は、印刷業者に発注するなど、より低廉な費用で作成する方法について検討する必要がある旨を、市推進委員会職員（事務局次長、幹事、副幹事及び書記）の勉強会を開催して周知した。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の意見(要望)事項	2 出資団体監査／(9) 分割納品時の支払方法について（意見（要望）事項） コスト削減のため一度に大量購入している物品は、保管場所等の理由から都度の納品としているが、支払いは契約翌月末に一括で行っている。 しかし、このような契約は、契約事業者が倒産するなど不測の事態となった場合に当法人が不利益を被る可能性がある。 納品数量に応じた支払とした場合のコスト増等のデメリットも考慮し、より良い方法について検討するよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>当法人の経営維持のための経費削減の一環として、一度に大量購入してコストを削減している現状にある。契約事業者が倒産した場合等は、先払いした物品等が未納になる可能性もあることから、大量に物品等を購入する場合にあっては、事業者の納品実績・能力や、一度に大量購入した場合と納品数量に応じて購入した場合での価格差等を比較考量して、総合的に決定することとする。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局産業振興部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>2 出資団体監査／(10) 事務改善に向けた取組みについて（意見（要望）事項）</p> <p>契約事務をはじめとした事務全般に関して、事務を進める各段階での不適正及び不適切な処理が散見された。</p> <p>このような状況に陥った原因としては、法令や規程の理解が不足していたこと、退職等により実務経験が豊富な職員が少なくなったこと、職員数の減少から引継ぎが不十分なまま前例踏襲による事務処理となっていたこと、決裁権者等によるチェック体制が機能していなかったことなどが考えられる。</p> <p>今後は、問題のある事務処理等が繰り返されないよう、組織や事務処理上の問題を洗い出して課題を明確にし、市所管部局の協力を得るなどして、それらの改善に取り組まれるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>契約規程を改正し、事務処理上における文書の様式も改めた。また、事務全般に関しては、担当者を始め、誰もが容易に習熟することができるようマニュアルを改定し、簡潔明快なものとするのが重要であると認識している。</p> <p>今回の監査を通じて、事務全般に関しては複数の職員間で確認することにより、不適正及び不適切な処理とならないよう取り組む。</p> <p>また、今後はこれら取組が継続できるように、当法人の課長職以上の職員で構成し、定期的を開催している経営会議において、市所管部局の職員が出席することにより、組織や事務処理上の問題を洗い出して課題を明確化・共有し、改善に取り組む。</p>	
監査対象	一般財団法人札幌市環境事業公社（環境局環境事業部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>2 出資団体監査／(14) 営業旅費について（意見（要望）事項）</p> <p>営業課職員に支給していた市内外勤に係る営業旅費（日当）について、その支給目的が外勤（旅行）に要する諸費用を賄うためであるのか、営業業務に従事することへの対価であるのか判然としなかった。</p> <p>当該旅費については、監査期間中に当法人において支給目的等を検証し、廃止することを決定しているが、今後も、事務事業全般について常に検証を行い、適切な事務の執行に努められるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>札幌市において、「職務上に伴う特別旅費」の規程はすでに廃止され、「市内旅費」の日当部分についても宿泊を伴う時以外は支給できず、外勤に対する日当を必要とする合理的理由がないこと、さらに支給目的である営業職員特有の業務負担が当時と比較し軽減されていること、他課（所）の職員の業務負担と比較考量しても営業職員に限定し「営業旅費（日当）」を支給する合理的理由がないことから、「営業旅費（日当）」を廃止した。</p>	

別紙

また、事務全般について、公社の内部監査を活用するなど、常に検証を行い適切な事務に努める。

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>2 出資団体監査／(19) 出張旅費の算定について（意見（要望）事項）</p> <p>旅費規程において、出張旅費の宿泊料は、原則として役職に応じた定額と定めている。この原則に基づき、会議等の主催者が宿泊施設を指定し、その宿泊料が規程上の定額を下回る場合も、定額の宿泊料を支給している。</p> <p>しかし、旅費は旅行に通常必要とされる費用の支出に充てるために支給するものであることから、宿泊施設が指定され、かつ宿泊料が明示されている場合は、当該宿泊料で算定するなど適切に運用されるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>札幌市の条例における宿泊料の取扱いが原則実費支給であるのに対し、当法人旅費規程では、職位に応じた定額支給で運用し、また、同別表については札幌市の条例別表と比べ金額の乖離が見られることから、札幌市の条例の取扱いと同様、実費支給とする内容へ旅費規程を改定した。</p> <p>また、具体的な運用を明確にするため、旅費規程に係る内規を定め事務を運用するとともに、社内グループウェアで職員へ周知をし、公正かつ明白な出張費用の処理を図ることとした。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>2 出資団体監査／(20) 女性事務職員に対する制服の貸与について（意見（要望）事項）</p> <p>職員の被服に関する取扱要領に基づき、女性事務職員に対し職務執行上の必要性から制服一式を貸与している。</p> <p>しかし、女性事務職員のみが行う業務は無いとのことから、制服着用が職務上不可欠とは言い難いと考えられる。</p> <p>経済性の確保の観点はもとより、女性事務職員に限定することの合理性も含めて、制服貸与のあり方について検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>被服の貸与については、当該要領に基づき貸与することとし、着用頻度や経済性の観点から随時見直しを進めているが、女性事務職員に限定する支給など合理性に欠ける貸与も見られるため、更なる見直しの余地はあるものとする。</p> <p>引き続き、合理性や経済性の観点から、被服貸与の見直しについて検討を進める。</p>	

別紙

監査対象	公益財団法人札幌国際プラザ（総務局国際部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 金券類の管理について（意見（要望）事項）</p> <p>札幌留学生交流センター管理業務等仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用する」ことや、当該仕様書には「金券類の管理等の適切な取扱い」を含むことが定められている。</p> <p>当法人では、規程は整備されていたものの、具体的な管理方法の定めがなかった。</p> <p>今後は、新たな規程を整備するなど、管理体制を見直すよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>札幌留学生交流センターにおける、現金等取扱いのフローを職員相互に再確認するとともに、現金の取扱い及び領収書の保管・作成並びに金券類の管理について、「札幌留学生交流センターにおける現金等の取扱い要領」を作成し、施行したところ。</p>	

別紙

3 指摘に対する措置（令和4年度監査報告第6号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和4年度第2回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（保健福祉局高齢保健福祉部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(8) 利用料金の収受に係る整理等を適正に行うべきもの 札幌市老人休養ホーム条例において、札幌市保養センター駒岡を指定管理者が管理する場合、同条例の規定の範囲内で市長の承認を得て定めた利用料金を収入として収受できるとされているが、当法人は、条例に規定されていないレストラン料金等についても当法人の収入として収受している。
《指摘に対する措置》 レストラン料金を含む利用者への食事提供に係る飲食代については、地方自治法第225条に規定する公の施設の利用につき反対給付として徴収する使用料ではなく、当該収入について条例に規定し収受するものではないことから、市において協定書等の必要な規程整備が行われる旨、市と協議を終えた。また、ご指摘のレストラン料金を除くその他収入については、自主事業として整理する旨、市と協議が整った。	